

# 社会福祉法人 聖母の騎士会 いとし子の家

## 身体拘束等の適正化のための指針

### 1、事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活・活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活・活動を阻むものです。法人の基本方針に基づき、利用者の尊厳と権利を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体拘束による利用者の身体的精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないサービス提供の実施に努めます。

### 2、身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

当該事業所では、身体拘束の廃止及び適正化に向けて、身体拘束適正化検討委員会を設置します。

#### (設置目的)

第1条：社会福祉法人 聖母の騎士会 いとし子の家が運営する障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という）が障害福祉サービスにおいて「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者の安全と人権擁護の観点から適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることがないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、身体拘束の適正化に向けた検討を行い、身体拘束の廃止に努めることを目的とする。

- ・事業所内での身体拘束等廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束等の適正化に関する職員全体への指導
- ・身体拘束等について報告された事例の集計と分析

#### (組織の構成)

第2条：委員会は委員長、副委員長、委員をもって組織する。

1、委員長は、虐待防止責任者である施設長とし、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

2、委員は虐待防止委員である部長、課長、主任、チーフ、サービス管理責任者、その他の職員等で構成する。なお委員には法人の第三者委員を加えることができる。

3、委員長が職務を実施できない時は委員の第2位がその職務を代行する。

4、委員長が指名した委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員会の開催)

第3条：委員会は定例委員会及び臨時委員会を開催する。

- 1) 定例委員会は、概ね6か月ごとに開催するものとする。
  - 2) 臨時委員会は、必要に応じて臨時開催(随時招集)するものとする。
- ・虐待防止委員会開催時に同時に開催します。
  - ・不適切な身体的拘束等が行われたと判断されたときは、随時開催します。
  - ・委員会開催後は検討内容、結果等を全職員へ周知徹底します。
  - ・各委員は定例委員会までに各部での身体拘束適正化の為の会議を実施し委員会に提出、検討する。

### 3、身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

従業者に対して、身体拘束適正化に向けて、利用者の人権を尊重したサービスの励行を進めるとともに、身体拘束適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発することを目的とした職員研修を行います。

- (1) 定期的(年1回以上)教育・研修の実施(研修実施記録に内容、日時、参加者を記録する)
- (2) 『身体拘束等の適正化のための指針』を全職員に周知する。
- (3) 新任者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
- (4) 身体拘束適正化に係る研修に積極的に参加する。

### 4、発生した身体的拘束等の報告方法に関する基本方針

・身体的拘束等を行う場合には、次章の手続きに基づき利用者家族に速やかにかつ丁寧に説明し、同意を得ること。

・事業所内において適切な手続きに依らない身体拘束等を視認等した職員は、具体的な状況、時刻等を確認したうえで上司への報告を行うこと。当該報告を受けた上司は、身体拘束を実施したと思われる職員に聞き取りを行い実態の把握に努めること。身体拘束の事実が発覚した場合は利用者及び利用者家族への謝罪を行い、次章に記載する手続きに則り、報告を行うこと。

### 5、身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順(身体拘束等実施する場合のフローチャート)に従って実施します。

(1) 適正化委員会の実施

・緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化委員(各部署主任、チーフ、サビ管、看護師)を中心として、各関係部署の代表が集まり(緊急適正化委員会・臨時適正化委員会、定例適正化委員会)、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

(2) 『緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書』の作成

・検討・確認したうえで身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の理由、内容、場所、時間帯、期間等について検討し、利用者本人、ご家族に対する説明書を作成します。

(3) 利用者本人やご家族に対しての説明

・上記説明書の記載内容について、丁寧に説明し十分な理解が得られるように努めます。

(4) 身体拘束の実施と経過観察記録記入

・上記説明書による身体拘束の実施  
・専用の様式を用いて、身体拘束中の様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを経過観察記録に記入する。

(5) 『緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書』による同意書発行

・身体拘束内容を記述した『緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書』をご本人、ご家族に同意書として発行する。

(6) 個別支援計画への記載と記録の保存

・『緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書』の記録内容については、個別支援計画にも記載を行う。これらの記録は5年間保存し、利用者、ご家族からの求めに応じて随時提供、開示します。また行政担当部局の指導監査が行われる際にも提示できるようにします。

(7) 身体拘束適正化検討委員会、個別支援計画の見直し等による再検討

・身体拘束適正化検討委員会、個別支援計画の見直し、各部署会議において、身体拘束の廃止、早期解除に向けて、拘束の必要性や方法、解除計画について随時再検討します。これらを議事録に詳細に記録します。

・身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前にご家族と行っている内容と方向性、利用者の状態などを説明し、書面の書き換え等講じた上で再発行し、再度同意を得たうえで実施します。

(8) 拘束の解除、廃止

・(7)の再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、家族等に報告します。

- ・なお一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、ご家族等に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続きなく生命保持の観点から同様の対応を実施します。
- ・7) 結果に基づいて個別支援計画書の再策定、発行を行いその内容について、ご家族に丁寧に説明し同意を得る。
- ・身体拘束を解除するまで6)～7)を繰り返す。

## 6、当該指針の閲覧に関する基本方針

- ・当該指針は、利用者または利用者家族等が閲覧できるよう事業所内に掲示します。
- ・また、自由に閲覧できるように、いとし子の家のホームページに公表します。

## 7、身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束を行う必要性を生じさせないために日常的に以下の事に取り組みます。

- ① 利用者主体の行動、尊厳ある日中活動の場に努めます。
- ② 言葉や対応などで、利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種連携で個々に応じた丁寧な対応を行います。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的、精神的な自由を安易に妨げるような行為は行いません。やむを得ず安全確保を優先する場合は、適正化委員会等で検討します。
- ⑤ 「やむを得ない」として拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体の生活・活動の支援に努めます。

附則 この規程は令和4年11月1日から開始する

令和4年4月1日開始からの一部改正とする